

科学者委員会・男女共同参画分科会（第22期・第11回）
議事要旨

- 1 日 時 平成26年4月11日（金） 17:00～18:00
2 場 所 日本学術会議事務局 5-B会議室
3 出席者 江原由美子委員長、小舘香椎子副委員長、有信睦弘幹事、清水誠委員、
辻村みよ子委員、樋口美雄委員、萩原一郎委員、桃井眞里子委員、
新井民夫委員、井野瀬久美恵委員、大隅典子委員
（計11名）

4 議 題

- （1）報告書作成の検討について
（2）学術フォーラムの実施検討について
（3）その他

【配付資料】

- ・資料1 学術フォーラムプログラム案
・資料2 対外報告案

5 概 要

・議題1 学術フォーラムプログラム案について（江原委員長）

1月31日（金）の幹事会決定後、外部講師の旅費・謝金などに国費が出る学術フォーラムの申請をすることを決定し、3月末に事務局に提出。さらに、昨日の科学者委員会において、科学者委員会委員長名を申請者欄に追記することを決定。4月17日の四役会議にかけられることとなった。（了承されれば、4月25日（金）幹事会の議題）

また、午後の部第3報告で、「男女共同参画は生命科学を変えるか？」のタイトル及び演者につき、調整されることとなった。

・議題2 報告書の作成について（江原委員長、辻村委員）

報告書の骨格及び執筆分担が以下のとおりとなった。また、原稿は20ページ程度。40文字、38行。11ポイントを目安とするとされた。まだ、提出されていない原稿もあり、4月25日（金）を原稿締め切りとし、各標題につき、原稿を事務局に送付し、メールで調整、次回分科会で最終決定することとなった。（一部タイトルの変更あり（下線部分）、（ ）はページ数）

なお、報告書のタイトルは、「学術における男女共同参画の課題と推進策」とされた。

1 はじめに

国の施策、女性研究者国際比較、本報告書の主要な論定等 江原委員長（2）

2 学協会に対するアンケート・ヒアリング調査報告 済

3 第3回大学アンケート調査 済

4 学術における男女共同参画の 課題と推進策（辻村委員が取りまとめて、事務局へ送付）

（1）大学における課題と推進策 済

（2）独立行政法人の研究機関における課題と推進策 萩原委員（1）

（3）学協会における課題と推進策 済

- | | |
|------------------------|----------|
| (4) 企業の研究所等における課題と推進策 | 萩原委員 (1) |
| (5) 政府・政府系機関における課題と推進策 | 済 |
| (6) 医療組織における課題と推進策 | 済 |

5 研究者データベースにおける複数姓登録について 江原委員長 (1)

6 まとめ 江原委員長・小舘副委員長・辻村委員 (1)

- ・また、内閣府からの諮問（「科学者コミュニティにおける政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する方策の審議について」）に関し、学協会に対するヒアリング調査の結果を基に清水先生、井野瀬先生、新井先生のワーキンググループで答申を作成することとなった。（次回分科会において、協議のうえ、決定）

・議題3 その他（江原委員長）

- ・会員・連携会員の「通称使用」をめぐる、日本学術会議会長への要望書（要望書の内容は以下に記す。）を提出することが全員一致で決まった。
 - ・次回開催は、シンポジウム時の5月31日（土）12時～13時とされた。
- （要望書の内容）
（議事要旨には掲載するが、ここでは省略）

（通称使用に係る要望書の内容）

平成 26 年 月 日

日本学術会議会長 大西隆 殿

科学者委員会男女共同参画分科会
科学者委員会

要 望 書

日頃学術分野の男女共同参画推進のためにご尽力いただき、厚くお礼を申しあげます。さて、第22期から第23期への移行期に当たり、会員・連携会員の通称使用に関して確認並びに要望をさせていただきます。

研究教育者にとって研究成果発表時や学会登録時など研究教育活動上氏名が重要な意味を持っておりますが、日本では民法750条（夫婦同氏制）により配偶者の一方に対して婚姻時の改姓が強制されていることから、婚姻前の氏を婚姻後にも通称・ペンネームとして使用することが一般化しております。

このため日本学術会議を始め官庁等では通称使用制度を導入し、内部資料や呼称面等において通称を広く利用することを認めてきました。反面、公務員の辞令交付など人事記録に基づく発令行為が戸籍名でなされる慣行から、種々の混乱が生じてきました。例えば、第21期の最終年度7月の臨時総会で、第22期の会員・連携会員の承認が行われた際、配布された名簿が戸籍名によって記載されたことから、これを通称に改めるよう要望があり、要望が受け入れられた例があります。

また、従来の首相官邸における会員の辞令交付式に際して、名簿と座席順ならびに司会者が読み上げる氏名が辞令の記載に準じて戸籍名とされたことから、会員・研究者の同一性確

認ができない場面が生じてきました。

学術分野における通称使用をめぐるこれらの根源的な問題に対して、日本学術会議が率先して解決のために尽力すべきところ、逆に内部でも通称使用が徹底されず混乱を招いていることは、ゆゆしきことといえます。

そこで、第 22 期から第 23 期への移行期にはこれらの混乱を回避すべく、通称使用を徹底すること（辞令書や交付式の名簿等においても通称使用を原則とし、せめて通称と戸籍名を併記するなど）を事務局にもご確認くださり、研究教育者としてのアイデンティティの確保に留意して頂きますよう要望する次第です。なお、この要望につきましては、2014 年 4 月 11 日の科学者委員会男女共同参画分科会の席上決定し、その後、〇月〇日の科学者委員会においても承認されたものであることを付記させていただきます。

事情をご賢察のうえ、何卒ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

以上